

# 公益社団法人私学経営研究会 役員の報酬等に関する規程

平成23年5月23日 第1回定時社員総会決議  
平成28年2月19日 第6回臨時社員総会決議  
令和3年6月21日 第14回定時社員総会決議  
令和4年5月27日 第15回定時社員総会決議

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人私学経営研究会（以下「本会」という。）の定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち専ら本会の業務を掌る者をいい、本会の職員としての給与を支給している理事を除く。
- (3) 非常勤理事とは、理事長、常勤理事及び本会の職員としての給与を支給している理事を除く者をいう。
- (4) 筆頭理事とは、理事長等の職務権限規程第3条第1項に基づき理事長が指名した者をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

## 第2章 報酬等

(報酬)

**第3条** 理事には、別表第1に掲げる報酬を毎月28日（休日に当たるときはその直前の勤務日）に銀行振込で支払う。

2 監事には、別表第2に掲げる報酬を毎月28日（休日に当たるときはその直前の勤務日）に銀行振込で支払う。

(講師及び原稿執筆謝金)

**第4条** 役員が理事長より本会主催のセミナー、研修会等の会合における講師を委嘱されたときは、第三者が講師を務めた際に支払われる別表第3の講演料基準に基づき講師謝金を、その都度銀行振込で支払う。

2 役員が本会の発行する書籍の原稿を執筆したときは、第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を、その都度銀行振込で支払う。

(費用)

**第5条** 役員には、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払う。

2 常勤理事には、職員給与規程に準じて通勤手当を支給する。

### 第3章 退職慰労金

(退職慰労金の支給)

**第6条** 理事長(常勤に限る。)及び常勤理事が退任したときは、退職慰労金を支給する。

2 前項の理事が死亡により退任した場合の退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条の2の例による。

(退職慰労金算出の基準報酬額)

**第7条** 退職慰労金の基準報酬額は、退職日の前月末現在、本会から支払われていた報酬月額とする。

(退職慰労金の額)

**第8条** 第6条の退職慰労金は、前条に規定する基準報酬額に常勤の理事としての在任年数(1年未満の端数は切捨て)を乗じて得た額とする。

### 第4章 雑 則

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

#### 附 則

1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

2 「役員の報酬等に関する規程」(平成21年5月11日)は、平成23年5月31日をもって廃止する。

#### 附 則

1 この規程は、平成28年2月19日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、令和3年6月21日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第3条第1項関係）

理事長	常 勤	月額 30万円（税込）
	非常勤	月額 15万円（税込）
常勤理事		月額 20万円（税込）
筆頭理事		月額 3万円（税込）
非常勤理事		月額 2万円（税込）

別表第2（第3条第2項関係）

監 事	月額 3万円（税込）
-----	------------

別表第3（第4条第2項関係）

講演料基準	2時間まで	8万円（手取）
	3時間まで	12万円（手取）
	4時間まで	14万円（手取）
	5時間まで	15万円（手取）